

指定通所介護

重要事項説明書

ごきげん倶楽部 しゃんしゃん

当事業所は介護保険の指定を受けています。

(新潟県指定 第1572100491号)

当事業所は、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果、「要介護」と認定された方が対象となります。

要介護認定を申請中の方でもサービスの利用は可能です。

1. 経営主体

名 称 株式会社 アネシス新潟
所在地 新潟県阿賀野市山口町一丁目 1687 番 1
電話番号 0250 - 62 - 1919
代表者 渡辺 徹

2. 事業所の概要

事業所の種類 指定通所介護事業所
平成 17 年 11 月 3 日指定
新潟県 1572100491号

事業所の目的 当事業所は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に通所介護サービスを提供します。

事業所の名称 ごきげん倶楽部 しゃんしゃん

事業所の所在地 新潟県阿賀野市山口町一丁目 1687 番 1

事業所の電話 0250 - 62 - 1919

管理者の氏名 渡辺 徹

事業所の運営方針 利用者一人ひとりの個性と要望を大切にし、利用者及びその家族とのコミュニケーションに努め、利用者の生き生きとした生活づくりを援助します。
また、地域住民との交流に努めるとともに、地域の保健・福祉・医療サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

開設年月日 平成 17 年 11 月 3 日

利用定員 デイサービス 30人

施設の概要 通所介護サービスの提供に当たり、当事業所は以下の施設、設備及び備品を整備しております。

介護保険法で定められた施設	食堂、機能訓練室、相談室、静養室、事務室
その他の施設	浴室、脱衣室、洗面所、便所、調理室、汚物処理室、洗濯室、その他
その他・主な設備・備品	一般浴槽、機械浴槽、個別浴槽、車いす、ベッド、テーブル、イス、ソファ、テレビ車イス対応送迎車輛、シルバーカー、歩行器、その他

3. 事業実施地域及び営業時間

通常の事業の実施地域 阿賀野市

営業日及び営業時間

営業日	月曜～土曜
営業時間	午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間	午前9時15分～午後4時20分 午前9時40分～午後3時45分
定休日	日曜、年末年始（12月30日～1月3日）

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤専従	常勤兼務	非常勤	合 計
1. 管理者		1名	—	1名
2. 生活相談員		3名	1名	4名
3. 看護職員	—		4名	4名
4. 介護職員	1名	3名	5名	9名
5. 機能訓練指導員	—		4名	4名

5. 当事業所が提供するサービス

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

サービス名	内 容
1. 送 迎	ご自宅から事業所までの送迎をいたします。
2. 健康チェック	ご利用日には必ず健康チェック（血圧、体温、脈拍等）を行います。
3. 入浴	身体状況に応じた浴槽で入浴していただきます。 ただし、利用日の体調によりシャワー浴または部分浴になる場合があります。
4. 食事	栄養士のたてた献立表により、栄養ならびに契約者の身体状況を考慮した食事を提供します。 昼食のほかにおやつも準備しております。
5. レクリエーション	ご契約者の身体状況等に応じた運動や趣味活動、季節に合わせた行事など、ご契約者の希望を取り入れて、豊かなレクリエーション活動を行ってまいります。
6. 生活相談	ご家族での介護のことはもちろん、それ以外の日常生活に関するご相談にも応じます。

6. 緊急時における対応方法

サービス提供時に、利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行なうとともに必要な措置を講じます。

7. 利用料

◆ 通所介護利用料金

○ 介護保険対象（1日あたり）

所要時間 7時間以上8時間未満

（単位；円）

			要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
基本利用料	利用料		6,580	7,770	9,000	10,230	11,480	
	自己負担額	1割	658	777	900	1,023	1,148	
		2割	1,316	1,554	1,800	2,046	2,296	
加算	入浴代	利用料	400	400	400	400	400	
		自己負担額	1割	40	40	40	40	40
			2割	80	80	80	80	80
	サービス提供体制強化加算	利用料	220	220	220	220	220	
		自己負担額	1割	22	22	22	22	22
			2割	44	44	44	44	44

*介護職員等処遇改善加算Ⅳ（目安表参照）

◆ 通所介護その他料金

○ 介護保険対象外（1日あたり）

食事代		830 円
おむつ代	おむつ代	150 円
	リハビリパンツ代	100 円
	パッド代	50 円
レクリエーション材料代		実費

- (注) 1. 通所介護サービスの利用料は介護保険の給付金額であり、自己負担額はその1割となっております。
- ただし、一定以上の所得がある方は、自己負担が2割または3割となる場合がございます。
2. 通所介護の加算の入浴代は、入浴サービスを利用された場合にご負担いただきます。
3. 厚生労働大臣が定める基準に適合し、介護職員の賃金改善等を実施しているものとして県知事に届け出た事業者が利用者に対し、介護サービスにより算定した総単位数の1000分の64に相当する単位数の1割を令和9年3月31日までの間ご負担いただきます。
4. ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いただきます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額（利用料の9割）が介護保険から払い戻されます（償還払）。また、居宅サービス計画（ケアプラン）が作成されていない場合も償還払となります。償還払となる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
5. 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。
6. 介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、利用料の全額がご契約者の負担となります。

介護職員等処遇改善加算 目安表

(所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合)

介護度	週間 利用回数	月間 利用回数	基本利用料＋入浴加算＋ サービス提供体制強化加算(月)	介護職員等処遇改善加算
要介護1	1	4	2,880	184
	2	8	5,760	369
	3	12	8,640	553
	4	16	11,520	737
	5	20	14,400	922
要介護2	1	4	3,356	215
	2	8	6,712	430
	3	12	10,068	644
	4	16	13,424	859
	5	20	16,780	1,074
要介護3	1	4	3,848	246
	2	8	7,696	493
	3	12	11,544	739
	4	16	15,392	985
	5	20	19,240	1,231
要介護4	1	4	4,340	278
	2	8	8,680	556
	3	12	13,020	833
	4	16	17,360	1,111
	5	20	21,700	1,389
要介護5	1	4	4,840	310
	2	8	9,680	620
	3	12	14,520	929
	4	16	19,360	1,239
	5	20	24,200	1,549

※自己負担 1 割の場合。2 割の場合は、概ね表記の倍の加算金額となります。

○自己負担の利用料金のお支払方法

月単位での銀行口座振替…毎月 10 日頃に、前月分を請求いたしますので、当月 27 日に銀行口座よりお引き落としいたします。

○利用の中止、変更、追加

- ① 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。

この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

- ② 利用予定日の前日まで申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。

ただし、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合はこの限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	830 円

- ③ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により、ご契約者の希望する日にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日をご契約者に提示して協議します。

8. サービス利用にあたっての留意事項

項 目	留 意 内 容
1. 送迎時間	道路事情、天候等により、予定時間を前後する場合があります。
2. 体調確認	利用時に健康チェックを行います。居宅においての体調の変化、通院等がありましたら、必ずお知らせください。
3. 体調不良等による利用の変更・中止	健康チェックで異常がある場合や健康状態がすぐれない場合には、サービスの中止または内容を変更することがあります。
4. 設備・器具の利用	施設内の設備・器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただく場合がございます。
5. 勧誘活動	施設内での当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような勧誘活動（宗教活動、政治活動、営利活動）を行うことはできません。

9. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び阿賀野市へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

10. 非常災害対策

事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害時対応マニュアルを策定しております。

1 1. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

○虐待防止に関する責任者を下記のとおり選定しています。

虐待防止に関する責任者 管理者 渡辺 徹

○成年後見制度の利用を支援します。

○苦情解決体制を整備しています。

○職員に対して、虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

○虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。

○サービス提供中に、当該事業所または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合には、速やかに、これを市町村に通報します。

1 2. 第三者評価の実施状況

第三者による 評価の実施状況	あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	あり なし
	なし		

1 3. 相談・苦情の受付について

○当事業所における苦情やご相談は、以下の専門窓口で受け付けます。

① 苦情受付窓口

担当者	管 理 者	渡辺 徹
	生活相談員	坂爪 仁美
		高野 君枝
	電 話	0250 - 62 - 1919
	F A X	0250 - 62 - 1616

② サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、居宅介護支援事業者、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

③ 受付時間

月曜～土曜 午前8時30分～午後5時30分

○当事業所以外にも、下記の相談窓口があります。

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| ① 阿賀野市役所高齢福祉課介護保険係 | 電話：0250 - 61 - 2475 |
| ② 新潟県国民健康保険団体連合会介護保険課 | 電話：025 - 285 - 3022 |